公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 吹田東高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載していないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | １枚 | 一時避難地・避難所標識 | 免除 | 平31.４.１～令６.３.31 |

 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 検出事項について、公有財産台帳に登載した。　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月20日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 三島高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 給品部　7.09㎡卓上型公衆電話１台 | 生徒・教職員の福利厚生 | 17,380円 | （注１）平30.４.1～令５.３.31 |
| 建物 | 食堂　117.22㎡自動販売機２台 | 生徒・教職員の福利厚生 | 434,060円 | （注２）令２.４.1～令７.３.31 |

（注１）公有財産台帳では許可期間が、「平26.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。（注２）公有財産台帳では許可期間が、「平27.４.１～平32.３.31」のまま放置されていた。 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 検出事項について、公有財産台帳の更新を行った。　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年10月22日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 寝屋川高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 64.80㎡ | 同窓会事務局 | 免除 | （注１）令２.４.1～令３.３.31 |

（注１）公有財産台帳では許可期間が、「平31.４.１～平32.３.31」のまま放置されていた。 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳を更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 　検出事項について、公有財産台帳の許可期間登載の更新を完了した。　今後は、大阪府公有財産規則に基づき、適正な事務処理を行っていく。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月16日）

公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 阿倍野高等学校 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載していないもの及び更新を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | 1,878㎠ | 災害時避難所開設時に避難者の通信確保を図る（通信ケーブル等の設置） | 免除 | （注１）令２.４.１～令７.３.31 |
| 土地 | φ25㎜×1.2ｍ | 給水管埋設 | 免除 | （注２）平30.４.１～令５.３.31 |
| 土地 | 29.2ｍ | 公共下水管施設の埋設 | 免除 | （注３）平30.４.１～令５.３.31 |
| 土地 | 0.25㎡ | 道路反射鏡（カーブミラー）１基 | 免除 | （注３）平30.４.１～令５.３.31 |
| 土地 | 0.365㎡ | 大阪市公共基準点屋上接着１ケ所地中埋設１ケ書 | 免除 | （注３）平30.４.１～令５.３.31 |
| 土地 | 電話柱７本支線３本関西電力柱　共架７本 | 電話柱等の設置 | 25,500円 | （注３）平30.４.１～令５.３.31 |
| 建物 | 　83.75㎡ | 食堂の営業 | 156,640円 | （注４）平31.４.１～令４.３.31 |
| 土地 | ４台 | 自動販売機の設置 | 69,200円 | （注４）平31.４.１～令４.３.31 |
| 土地 | ４本 | 関西電力柱共架 | 6,000円 | （注３）平30.４.１～令５.３.31 |
| 土地 | ２本 | 関西電力柱共架 | 3,000円 | （注５）平30.６.18～令５.３.31 |
| 土地 | 3.595㎡ | ポスター掲示場として使用 | 免除 | （注５）令元.６.14～令元.７.21 |

（注１）公有財産台帳では許可期間が、「平27.９.15～令２.３.31」のまま放置されていた。（注２）公有財産台帳では許可期間が、「平25.10.30～平30.３.31」のまま放置されていた。（注３）公有財産台帳では許可期間が、「平25.４.１～平30.３.31」のまま放置されていた。（注４）公有財産台帳では許可期間が、「平25.４.１～平28.３.31」のまま放置されていた。（注５）公有財産台帳に登載されていなかった。 | 　検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載及び更新するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 検出事項について、公有財産台帳に登載及び更新した。　今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月17日）